**○農林水産省告示第千百八十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町午房ヶ平一九字鎌岩三七から三九まで、四五、四六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百八十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県越前市柳元町六一字栢尾一から一九まで、二〇の一、二〇の二、二一から二八まで

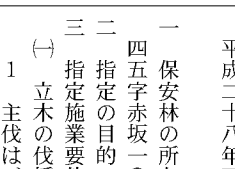
二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

六一字栢尾六・七・二五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）



2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び越前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百八十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町玉川七一字奥大瀬平四、八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百八十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町高佐四五字赤坂一〇、一二、一五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百八十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県三方郡美浜町新庄五八号黒丸一から三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百八十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町高佐四二字高平四九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百九十号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山形県尾花沢市大字畑沢字深沢向七九四の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千百九十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　山形県鶴岡市谷定字母狩七の二から七の三七まで、字鳥ノ木沢四四の一から四四の二八まで、四九の二、五一の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）